府　令

○内閣府令第七十五号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十一条第三項及び第三十条第三項の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第三十四条**　法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、公益法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （各事業年度の末日における公益目的取得財産残額） **第四十八条**　公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額（その額が零を下回る場合にあっては、零）をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。 ２　前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　当該事業年度の末日における公益目的増減差額（その額が零を下回る場合にあっては、零） 二　［略］ ［３・４　略］	（電磁的記録） **第三十四条**　法第二十一条第三項の内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （各事業年度の末日における公益目的取得財産残額） **第四十八条**　公益法人は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額（同日において公益認定を取り消された場合における公益目的取得財産残額に準ずる額をいう。以下この条において同じ。）を算定しなければならない。 ２　前項に規定する当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額とする。 一　当該事業年度の末日における公益目的増減差額 二　［同上］ ［３・４　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十四の二及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十条第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月四日

総務大臣　鈴木　淳司

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第五十一条の四の二**　法第百二条の十四の二の総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 ［一　略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［２　略］ **第五十一条の四の三**　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］	（情報通信の技術を利用する方法） **第五十一条の四の二**　法第百二条の十四の二の総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 ［一　同上］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ［２　同上］ **第五十一条の四の三**　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第九条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百五十一号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月四日

厚生労働大臣　武見　敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号。附則第二項において「旧予防接種実施規則」という。）の一部を次の表のように改正する。